

(2) 電気料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

① 藤本・市房第一・市房第二・緑川第一・緑川第二・笠振発電所

基本料金	1,023,726,000円	(月額 170,620,000円×5月(10月~2月) // 170,626,000円×1月(3月))
従量料金	74,265,968円	(従量 74,265,968kWh×1円)
小計	1,097,991,968円	
消費税相当額	54,899,596円	
合計	1,152,891,564円	

② 菊鹿・緑川第三発電所

基本料金	19,836,000円	(月額 3,305,000円×5月(10月~2月) // 3,311,000円×1月(3月))
従量料金	1,831,700円	(従量 1,831,700kWh×1円)
小計	21,667,700円	
消費税相当額	1,083,385円	
合計	22,751,085円	

(3) 修繕及び改良工事等について

イ 平成13年度下半期の主な修繕工事は、次のとおりである。

(単位：円)

発電所	工 事 名	工事金額	請 負 者	工 期
市房	第一発電所水圧鉄管伸縮継手 及び孔食修繕工事	7,035,000	日立造船(株)九州支社	H13.8.31 ~H14.3.1
市房	第二発電所66KVガス遮断器 精密点検工事	3,990,000	富士電機(株)九州支社	H13.11.16 ~H14.2.2

ロ 平成13年度下半期の主な改良工事は、次のとおりである。

(単位：円)

発電所名	工 事 名	工事金額	請 負 者	工 期
藤本	荒瀬がみ5・6号ゲート巻上機改良 工事	211,050,000	石川島播磨重工業(株) 九州支社	H13.8.1 ~H14.3.15
市房	第一発電所水車発電機全分解 点検及び改良工事	123,021,349	(株)日立製作所九州支社	H13.7.12 ~H14.3.1
市房	第一発電所主要変圧器取替 工事	63,734,087	(株)日立製作所九州支社	H13.7.12 ~H14.1.25

(4) 職員数について

平成 1 3 年度電気事業の職員数は次のとおりである。

(平成 1 4 年 3 月 3 1 日現在)

区 分	吏 員	その他の職員	嘱 託	計
公営企業管理者	1			1
本 庁	総 務 課	1 6		1 6
	経 営 課	1 1		1 1
	工 務 課	1 6		1 6
発電総合管理所	2 9	4		3 3
計	7 3	4		7 7

(5) 条例等の制定、改廃について

平成14年 3月29日 熊本県職員記章規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 2 号)

平成14年 3月29日 熊本県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 3 号)

平成14年 3月29日 熊本県企業局文書規程等の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 4 号)

平成14年 3月29日 熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の
一部を改正する管理規程 (熊本県公営企業管理規程第 5 号)

平成14年 3月29日 熊本県企業局組織規程等の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 7 号)

平成14年 3月29日 船津ダム操作規程及び都呂々ダム管理規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 9 号)

平成14年 3月29日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 1 0 号)

平成14年 3月29日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 1 1 号)

平成14年 3月29日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 1 2 号)

平成14年 3月29日 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する管理規程
(熊本県公営企業管理規程第 1 3 号)

(6) 開発調査について

下益城郡砥用町の船津ダムから河川維持流量を放流するに当たり、水資源の有効活用を図るため緑川第三発電所を建設し、平成 1 3 年 4 月から運転を開始した。

なお、中小水力開発については、現在 3 地点 (矢部町、球磨村、人吉市) について河川流量調査等を行っている。また、同じく自然エネルギーの有効活用をにらみ風力発電の可能性を検討しているところである。